



平成 25 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 鹿 島 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 中村 満義
(コード番号 1812 東証・大証・名証各第一部)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員財務本部長 高野 博信
(TEL.03-5544-1111 (代表))

劣後特約付ローンによる資金調達のお知らせ

平成 25 年 3 月 12 日開催の取締役会において、劣後特約付ローン（以下「本劣後ローン」という。）による資金調達を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本劣後ローンの目的・意義

当社グループでは、厳しい事業環境のもと、企業として着実な発展を期すべく、中期的な視点から経営上必要な利益を安定的に確保できる企業体質の確保を目指しております。経営の中核事業である国内建設事業におきましては、技術力・提案力を活かした採算重視の受注方針を徹底するとともに、利益の源泉である現場生産性の向上による収益力の底上げを図っております。海外建設事業につきましては、有望市場であるアジア圏を中心に人材育成を含めた事業基盤の拡大を積極的に目指しております。また、開発事業やエンジニアリング事業、環境事業につきましては、国内・海外を問わず、当社グループの総合力を発揮できる案件に取り組み、建設周辺分野の収益力強化を通じて連結利益の最大化を図っております。

以上のような取り組みを通して、安定的な利益を創出するとともに、資産効率の改善に努めることにより、自己資本の充実と有利子負債の削減を着実に推し進め、将来の成長を支える財務体質の改善・強化に注力してまいります。

今般、財務体質の改善・強化のための方策の一つとして、本劣後ローンによる資金調達を実施することといたしました。本劣後ローンは格付機関により一定の資本性が認められる見通しであることから、株式の希薄化なしに実質的な財務体質を強化することが可能であります。

本劣後ローンによる調達資金については、主として有利子負債の返済に充当する予定であり、健全な財務体質の早期確立と将来の収益力の両立を図り、更なる経営基盤の強化を推し進めてまいります。

2. 本劣後ローンの特徴

本劣後ローンによる資金調達には、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッドファイナンスの一形態であり、負債でありながら、利息の強制繰延、超長期の返済期限等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため格付機関(株式会社格付投資情報センター)により、格付の目的上、資金調達額の70%に対して資本性の認定を受けられる見通しであります。

3. 本劣後ローンの概要

- (1) 資金調達総額 300 億円
- (2) 契約締結日 平成 25 年 3 月 26 日
- (3) 実行日 平成 25 年 3 月 29 日
- (4) 最終弁済期限 平成 85 年 3 月 31 日

ただし、当社は平成30年3月31日以降の各利息支払日において、元本の全部または一部を期限前に弁済することができる。また、(i)本劣後ローンの利息について実行日以降に当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合、又は(ii)格付機関より本劣後ローンについて実行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表若しくは通知された場合、当社はその選択により、本劣後ローンの元本の全部又は一部を期限前弁済することができる。

(5) リプレースメント条項

当社は、本劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の12ヶ月以内に、本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図している。

(6) 適用利率

平成 25 年 3 月 29 日から平成 30 年 3 月 30 日までは 6 カ月円 TIBOR をベースとした変動金利、翌日以降は 1.00%ステップアップした変動金利

(7) 利息支払日

平成 25 年 9 月 30 日を第一回の利息支払日として、その後毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日

(8) 利息に関する制限

① 利息の強制停止

本劣後ローンの利息の支払いは、以下に定める事由の発生により全部または一部が繰り延べられる。

- i) 直近の有価証券報告書に記載される連結財務諸表において、2 連結会計年度連続で当期純損失が計上された場合、当該利払日における利息の支払を全部

- ii) 有価証券報告書又は第2四半期報告書のうち、直近に提出された報告書の連結財務諸表から算出されるネットデット・エクイティレシオが2.5を超えた場合、当該利払日における利息の支払を全部
- iii) 上記の他、会社法に定められる分配可能額の金額や、優先株がある場合、その配当状況によって、利息の支払の全部または一部を繰り延べる規定あり

② 利息の任意停止

当社は、その裁量により本劣後ローンに係る利息の支払い全部または一部を繰り延べるができる。

(9) 劣後条項

- ① 当社に対して清算手続の開始、破産手続開始の決定、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定等がなされた場合、本劣後ローンの貸付人は、本劣後ローン並びに同順位劣後債務等を除く一切の債務が全額支払われた後に、契約に従って弁済・償還を受けることができる。
- ② 本契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。

(10) 格付機関による本劣後ローンの資本性評価

資本性 「クラス4」・70% (株式会社格付投資情報センター)

(11) 本劣後ローンへの参画投資家 (貸付人)

株式会社三井住友銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社りそな銀行

以 上